

お墓に関する



～よくある質問を紹介します～

市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154



墓地は、先祖を供養するための大事な施設です。大切なお墓のために、正しく手続きを行いましょう。

Q お墓を作るにはどうしたらいいですか？

A 市へ申請してください。書類と現地を確認した上で、許可証を発行します。なお、お墓を作ることができない場所は、自分が所有する土地のみです。

Q お墓を新しく作るのではなく、今ある墓石を自分の土地に移動させたいのですがどうしたらいいですか？

A 既存の墓石を移動する場合でも、今まで墓地ではなかった場所に設置するのであれば、市へ申請が必要です。

Q 自分の土地であればどこでも作ることができますか？

A お墓が安定して設置できるかなど、基準に適合する必要があります。また周囲100メートルの住民に、お

墓を設置することをお知らせする必要があります。

Q お墓は作らないのですが、遺骨だけ別のお墓や納骨堂に移動したいのですがどうすればいいですか？

A 遺骨を別のお墓や納骨堂に移す場合は、「改葬許可申請」という手続きが必要です。「先祖の墓を勝手に移動された」というトラブルを避けるため、事前に親族としっかり話し合います。

近年、清掃や草刈りができず、草木に囲まれてしまったり、墓参りする人がいなくなり無縁墓になったりしてしまう事例があります。これらは、周辺の住環境の悪化につながるため、長期にわたって適切に管理していくことが必要です。



低所得世帯へ臨時生活支援金を支給します

社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166

昨年11月に閣議決定された、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が制度化されました。この交付金を活用した追加の経済対策を実施します。

申請方法
今後対象者に送付する案内文書や市ホームページをご確認ください。

第二次住民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯支援金

支給対象者

令和5年12月1日時点で庄原市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている世帯
- ・住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者が構成される世帯

※ただし、住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

支給額

1世帯当たり10万円

こども加算支援金

支給対象者

令和5年12月1日時点で庄原市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯(住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯は対象外)
- ・「第二次住民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯支援金」の支給対象世帯

対象児童

- 次の全てに該当する児童
- ・令和5年12月1日時点で同一世帯の児童
- ・平成17年4月2日以降に生まれた児童

支給額

対象児童1人当たり5万円



問い合わせ

社会福祉課支援金専用ダイヤル
☎0824・73・1140